

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	予防接種事業に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高山市は、予防接種事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

高山市長

## 公表日

令和8年3月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種事業に関する事務
②事務の概要	<p>伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために予防接種の実施等を講ずるとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。特定個人情報ファイルは、次の事務で取り扱う。</p> <p>①予防接種の実施に関する事務            ②予防接種の実施の指示に関する事務            ③予防接種の実施に必要な協力に関する事務            ④給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務            ⑤給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務            ⑥実費の徴収に関する事務            ⑦情報提供等記録開示システム(マイナポータル)お知らせ機能による通知事務            ⑧新型コロナウイルス等の予防接種に関する事務            ⑨新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う事務</p> <p>【予防接種事業に関する情報連携】番号法別表第二に基づき、市は情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について照会を行う</p>
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、情報提供等記録開示システム(マイナポータル)、サービスの検索、電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の14、126の項 番号法第19条第6号 番号法第19条第16号 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	[情報照会事務] 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29、153の項 [情報提供事務] 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、153、154の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	医療保健部 健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	高山市医療保健部健康推進課 506-8555 高山市花岡町2丁目18番地 電話:0577-32-3333
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	高山市医療保健部健康推進課 506-8555 高山市花岡町2丁目18番地 電話:0577-32-3333

9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ○ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ○ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[ ] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人手を介在させる局面ごとに、次の対応事項を徹底している。 ・特定個人情報を含む書類や電子媒体は、施錠ができる書棚等へ保管 ・廃棄書類等に特定個人情報が含まれていないか、複数人での確認	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	健康管理システムへのアクセスが可能な職員は、機器へは静脈、システムへはパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策をしている。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>[情報照会事務]</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の17、18、19の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第13条</p> <p>[情報提供事務]</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 なし</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 なし</p>	<p>[情報照会事務]</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の16の2、17、18、19の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2</p> <p>[情報提供事務]</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の16の2</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2</p>	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる
平成28年12月9日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康推進課長 高原 美智子	健康推進課長 和仁 知枝子	事後	人事異動による
平成28年12月9日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年11月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる
平成28年12月9日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年11月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる
平成29年12月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>①予防接種の実施に関する事務</p> <p>②予防接種の実施の指示に関する事務</p> <p>③予防接種の実施に必要な協力に関する事務</p> <p>④給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>⑤給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務</p> <p>⑥実費の徴収に関する事務</p> <p>【予防接種事業に関する情報連携】 番号法別表第二に基づき、市は情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について照会を行う。</p>	<p>①予防接種の実施に関する事務</p> <p>②予防接種の実施の指示に関する事務</p> <p>③予防接種の実施に必要な協力に関する事務</p> <p>④給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>⑤給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務</p> <p>⑥実費の徴収に関する事務</p> <p>⑦情報提供等記録開示システム(マイナポータル)お知らせ機能による通知事務</p> <p>【予防接種事業に関する情報連携】 番号法別表第二に基づき、市は情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について照会を行う。</p>	事後	情報提供等記録開示システム(マイナポータル)の開始による
平成29年12月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、情報提供等記録開示システム(マイナポータル)	事後	情報提供等記録開示システム(マイナポータル)の開始による
平成29年12月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年11月1日 時点	平成29年11月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる
平成29年12月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年11月1日 時点	平成29年11月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる
平成31年1月8日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康推進課長 和仁 知枝子	健康推進課長	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる
平成31年1月8日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年11月1日 時点	平成30年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる
平成31年1月8日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年11月1日 時点	平成30年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる
平成31年1月8日	IV リスク対策		(項目追加による記載)	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表第一の10の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表第一の10、93の2の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和2年1月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[情報照会事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の16の2、17、18、19の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2  [情報提供事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の16の2 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2	[情報照会事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の16の2、16の3、17、18、19、115の2の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の2の2、第12条の3、第13条、第13条の2  [情報提供事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の16の2 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和2年1月10日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年12月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和2年1月10日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年12月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和3年2月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種の実施の指示に関する事務 ③予防接種の実施に必要な協力に関する事務 ④給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ⑤給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務 ⑥実費の徴収に関する事務 ⑦情報提供等記録開示システム(マイナポータル)お知らせ機能による通知事務 【予防接種事業に関する情報連携】番号法別表第二に基づき、市は情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について照会を行う。	①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種の実施の指示に関する事務 ③予防接種の実施に必要な協力に関する事務 ④給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ⑤給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務 ⑥実費の徴収に関する事務 ⑦情報提供等記録開示システム(マイナポータル)お知らせ機能による通知事務 ⑧新型インフルエンザ等の予防接種に関する事務 【予防接種事業に関する情報連携】番号法別表第二に基づき、市は情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について照会を行う。	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和3年3月15日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和3年3月15日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和3年10月11日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 3. 個人番号の利用	①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種の実施の指示に関する事務 ③予防接種の実施に必要な協力に関する事務 ④給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ⑤給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務 ⑥実費の徴収に関する事務 ⑦情報提供等記録開示システム(マイナポータル)お知らせ機能による通知事務 ⑧新型インフルエンザ等の予防接種に関する事務 【予防接種事業に関する情報連携】番号法別表第二に基づき、市は情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について照会を行う。	①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種の実施の指示に関する事務 ③予防接種の実施に必要な協力に関する事務 ④給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ⑤給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務 ⑥実費の徴収に関する事務 ⑦情報提供等記録開示システム(マイナポータル)お知らせ機能による通知事務 ⑧新型インフルエンザ等の予防接種に関する事務 ⑨新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う事務 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う事務 ・予防接種の実施後に、接種者の申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う事務 【予防接種事業に関する情報連携】番号法別表第二に基づき、市は情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について照会を行う。	事後	ワクチン接種記録システム (VRS)の開始による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月3日	3. 個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表第一の10、93の2の項、 第19条第15号、第19条第5号	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表第一の10、93の2の項、 第19条第16号、第19条第6号	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付の開始による
令和4年2月18日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる
令和4年2月18日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる
令和5年4月21日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる
令和5年4月21日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる
令和6年3月18日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和5年1月1日時点	令和6年1月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる
令和6年3月18日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年1月1日時点	令和6年1月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる
令和6年9月19日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために予防接種の実施等を講ずるとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。特定個人ファイルは、次の事務で取り扱う。 ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種の実施の指示に関する事務 ③予防接種の実施に必要な協力に関する事務 ④給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ⑤給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務 ⑥実費の徴収に関する事務 ⑦情報提供等記録開示システム(マイナポータル)お知らせ機能による通知事務 ⑧新型コロナウイルス等の予防接種に関する事務 ⑨新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う事務 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う事務 ・予防接種の実施後に、接種者の申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う事務 【予防接種事業に関する情報連携】番号法別表第二に基づき、市は情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について照会を行う。	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために予防接種の実施等を講ずるとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。特定個人ファイルは、次の事務で取り扱う。 ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種の実施の指示に関する事務 ③予防接種の実施に必要な協力に関する事務 ④給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ⑤給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務 ⑥実費の徴収に関する事務 ⑦情報提供等記録開示システム(マイナポータル)お知らせ機能による通知事務 ⑧新型コロナウイルス等の予防接種に関する事務 ⑨新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う事務 【予防接種事業に関する情報連携】番号法別表第二に基づき、市は情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について照会を行う。	事後	新型コロナワクチン特例臨時接種の終了に伴う修正
令和6年9月19日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、情報提供等記録開示システム(マイナポータル)、ワクチン接種記録システム(VRS)	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、情報提供等記録開示システム(マイナポータル)	事後	新型コロナワクチン特例臨時接種の終了に伴う修正
令和6年9月19日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表第一の10、93の2の項、 第19条第16号、第19条第6号 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2	番号法第9条第1項 別表の14、126の項 番号法第19条第6号 番号法第19条第16号 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2	事後	番号法の改正に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[情報照会事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号、別表第二の16の2、16の3、17、18、19、115の2の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の2の2、第12条の3、第13条、第13条の2 [情報提供事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号、別表第二の16の2、115の2の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2	[情報照会事務] 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29、153の項 [情報提供事務] 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、153、154の項	事後	番号法の改正に伴う修正
令和6年9月19日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	市民保健部	医療保健部	事後	組織改定に伴う修正
令和6年9月19日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和6年1月1日時点	令和6年9月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる
令和6年9月19日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年1月1日時点	令和6年9月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる
令和7年2月5日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和6年9月1日時点	令和7年1月1日時点	事前	基幹システム標準化対応に伴う見直し
令和7年2月5日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年9月1日時点	令和7年1月1日時点	事前	同上
令和7年2月5日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 11.最も優先度が高いと考えられる対策		(項目追加による記載)	事後	基礎項目評価書の様式変更によるもの
令和8年3月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、情報提供等記録開示システム(マイナポータル)	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、情報提供等記録開示システム(マイナポータル)、サービスの検索、電子申請機能	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる
令和8年3月12日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和7年1月1日時点	令和8年1月1日時点	事前	同上
令和8年3月12日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和7年1月1日時点	令和8年1月1日時点	事前	同上